

令和7年第9回

教育委員会定例会議録

令和7年9月4日

令和7年第9回教育委員会定例会会議録

令和7年9月4日（木）

出席者（5名）

教育長	松永透	委員	須藤金一
委員	松原拓郎	委員	野村幸史
委員	三瓶恭子		

欠席者（0名）

出席説明員

教育部長	高松真也	教育部調整担当部長、総務課長	寺田真理子
総務課施設・教育センター担当課長	村部修弘	学務課長	久保田実
学務課教育支援担当課長、指導課統括指導主事、指導課支援教育担当課長	星野正人	指導課長	福島健明
指導課教育施策担当課長、指導課統括指導主事、地域学校協働課学校連携担当課長	齋藤将之	地域学校協働課長	越政樹
三鷹市立三鷹図書館長	立仙由紀子	三鷹市立三鷹駅前図書館担当課長	川島敏彦
教育部理事（スポーツと文化部調整担当部長、スポーツと文化部スポーツ推進課長）	平山寛	教育部参事（スポーツと文化部生涯学習課長）	八木隆

事務局職員

副参事	青木涼子	主事	野口耀羽
-----	------	----	------

令和 7 年第 9 回教育委員会定例会

議 事 日 程

令和 7 年 9 月 4 日 (木) 午後 2 時開議

日程第 1 国立天文台周辺地域まちづくりにおける義務教育学校に関する基本方針(素案)

について (協議)

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第25号 職員の懲戒処分について

午後2時03分 開会

○松永教育長 それでは、ただいまから令和7年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名委員は、須藤委員にお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 国立天文台周辺地域まちづくりにおける義務教育学校に関する基本方針（素案）について（協議）

○松永教育長 日程第1 国立天文台周辺地域まちづくりにおける義務教育学校に関する基本方針（素案）を議題といたします。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。齋藤課長、お願ひいたします。

○齋藤指導課教育施策担当課長 私から、国立天文台周辺地域まちづくりにおける義務教育学校に関する基本方針（素案）について、ご説明いたします。

本素案は、背景・目的、基本的な方針、今後の予定の3部で構成しております。1ページ目をごらんください。I 背景・目的についてです。「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」に基づき、洪水浸水想定区域に立地する羽沢小学校の高台移転に併せ、大沢台小学校、第七中学校を含め義務教育学校の制度を活用し、国立天文台と連携した魅力ある教育を国立天文台周辺地域のすべての児童・生徒が受けられるようすることを示すとともに、国立天文台周辺地域まちづくりにおける義務教育学校では3つの目指すものの下、4つの基本的な方針で推進することを示しております。

その下の破線囲みをごらんください。こちらが義務教育学校の大きな方向性を示す3つの目指すものでございます。1、児童・生徒は多様な人間関係の中で9年間の連續性・系統性のある学習を行い、将来の個人と社会のウェルビーイングの実現に向けた資質・能力を身に付けることを目指します。2、教職員は校種等による枠組みを超えた1つの教職員集団として、一人ひとりがもっている能力を発揮し、職業実践を通したウェルビーイングの実現を目指します。3、保護者・地域は、学校と一緒に9年間を見通した教育活動に参画し、生涯学習を通じて学校、児童・生徒とともにウェルビーイングの実現を目指します。

この3つの目指すものの下、4つの基本的な方針を下の枠囲みの中に記載しております。

1 独自性のある教育課程、2 教育活動の重点、3 マネジメントの強化、4 全市への成果の波及でございます。4つの基本的な方針については、次の基本的な方針に詳細を記載しております。

1枚おめくりいただき、裏面2ページをごらんください。II 基本的な方針です。まず、1 独自性のある教育課程では、新おおさわ学園で育成を目指す資質・能力の明確化、教育課程の特例を活用した独自教科「みらい創造・探究科（仮称）」の設置、探究的な学びの推進の3点について示しております。本日は、特に1-2 独自教科「みらい創造・探究科（仮称）」の設置についてご説明いたします。

「みらい創造・探究科（仮称）」の時間は、特別活動及び総合的な学習の時間等の一部を活用し、キャリア・アントレプレナーシップ教育の要素も反映しつつ、子どもたち一人ひとりが自己の理解を深め、将来の生き方を考える力、よりよい人生・社会を創造・探究する力の育成を目指します。

なお、「みらい創造・探究科（仮称）」の「みらい」とは、漢字の「未来」と「三鷹発みんなの らいふ いのべーしょん」の頭文字の「みらい」の両方の意味を持ち合わせており、「みらい創造」というワードは単に未来を考えるだけではなく、自分たちの未来を自らつくり出していくという主体的な姿勢や意思を表現しています。「探究科」がつくことで、学びの方法として「自ら問いをもち深く掘り下げ、学び続ける態度」を示しています。

この「みらい創造・探究科（仮称）」では、子どもたち自身が身の回りや地域、社会等における課題を見出し、多様な人たちとの関わりを持ち、様々な体験活動を通して社会参画し、自身のキャリア形成と合わせながら「みらい」を創造・探究して学びを進めていきます。

この時間の活動は、単学年のまとまりでの活動ではなく、成長段階に応じたまとまりでの活動を想定しています。例えば、第1・2学年、第3・4学年、第5・6学年、第7から9学年のまとまりなどが考えられるとともに、これらのまとまりを超えた交流なども積極的に活用することを想定しており、このまとまりごとで探究課題となる主題を設定し、自己のキャリア形成と関連づけて体系的に探究的な学びや協働的な学びを進めます。なお、義務教育の最終学年である第9学年では、義務教育9年間の集大成としての卒業論文的な「みらい」についての提言を報告する学習発表ができるようにしていきます。

次に、2ページの下段から3ページにかけてございますが、2 教育活動の重点では、学習活動の充実と教育支援の充実の2点を示しております。特に、2-1 学習活動の充実では、さらに重視する4つの視点を示しております。1つの学校として、1人の校長の下、1つの教職員組織が一体的に義務教育9年間に責任を持った教育を推進する9年間を通した学び、義務教育9年間の子どもたちが限定的な人間関係にならないよう適切な学年規模を確保するとともに、同学年による「横のつながり」と異学年による「縦のつながり」を作るなどの多様な他者との学び、社会に開かれた教育課程の考え方の下で、学校・家庭・地域が連携しながら教育課程を編成していく地域と連携した学び、義務教育9年間の連続性と系統性のある学びを一体的に構築し、1つの教職員集団が子どもたち一人ひとりの学びに寄り添う個別最適な学びの4点でございます。

続いて、3ページの下段をごらんください。3 マネジメントの強化についてでございます。マネジメントの強化では、校長の強いリーダーシップの下で、カリキュラム・マネジメントと組織マネジメントを区別することなく一体的に捉え、教職員が一丸となり子どもたちの資質・能力の育成を目指すスクール・マネジメントについて、3-2でカリキュラム・マネジメント、3-3で組織マネジメントについてそれぞれ示しております。また、そのほかにも、3-4ではコミュニティ・スクールの推進として、新おおさわ学園に1つのコミュニティ・スクール委員会を設置すること、3-5ではスクール・コミュニティの発展として、地域の共有地「コモンズ」としての学校、「学校3部制」の考え方を踏まえ、

学校の授業に支障のない範囲で安全対策に十分に配慮しながら、特別教室等を地域に開放できるように推進することを示しております。

4ページをごらんください。4 全市への成果の波及についてでございます。義務教育学校と小・中一貫教育校の教員と一緒に研さんできる場の設定や、独自教科「みらい創造・探究科（仮称）」の成果を他の学園・学校と共有し、探究的な学びの質の向上を図ることを示しております。

最後に、Ⅲ 今後の予定でございます。4の今後の主なスケジュールにまとめて記載しておりますが、新おおさわ学園開設に向けた検討委員会の設置や独自教科「みらい創造・探究科（仮称）」の学習指導要領及び解説作成委員会の設置について示すとともに、令和9年に新しい学習指導要領が告示されると見込まれていることから、1つ戻って3になりますが、3のところに基本方針の見直しと題して学習指導要領の改訂に合わせ、基本方針も必要に応じて見直しを行うことを記載しております。

私からの説明は、以上でございます。

○松永教育長 以上で、事務局からの説明は終わりました。

委員の皆様のご質疑をお願いいたします。松原委員、お願いいたします。

○松原委員 ご説明、ありがとうございました。

素案の内容は確認いたしました。教育的な観点から言うと、特に例えば3ページの真ん中あたりの（4）にある義務教育9年間の連続性と系統性のある学びを一体的に構築するという、これが義務教育学校の骨格になる、ポイントになるところかなとは理解をしています。

その関係でお聞きしたいのですけれども、独自教科「みらい創造・探究科（仮称）」というのは、これ自体は義務教育学校でなくてもそもそもできるものではあると思うのですが、これを義務教育学校で展開するということを打ち出していることの意味というもの、義務教育学校だからこそこういう意味を持つみたいな、そういうようなことについて補足の説明とか、そういうものがもしありましたらお聞きしたいと思います。

○松永教育長 齋藤課長、お願いいいたします。

○齋藤指導課教育施策担当課長 義務教育学校でなくても独自教科というのを設置はできるのですけれども、義務教育学校では、9学年までの9年間、教員が一丸となって子どもたちを育てることができるといったところでは例で出しましたが、1学年ずつの単学年での学習ではなく学年間を超えたまとまりでの学習といったところで、今回、1・2、3・4、5・6と7・8・9という区切りで例として挙げましたが、これが場合によっては、1-2-3、4-5-6、7-8という切り方など、そういったところは柔軟性を持ってできるといったところでは、子どもたちの実態、また、この「みらい創造・探究科（仮称）」の進め方といったところで、いろいろな可能性があるといったところでは、義務教育学校でこの独自教科というものを設置することによって、より効果があるのかなと考えております。

○松原委員 ありがとうございます。

○松永教育長 ほかにいかがでしょうか。野村委員、お願いいいたします。

○野村委員 私も今の質問をしたいと思ったのですけれども、それぞれこういうことをやりますということは出ているし、恐らく効果があるのだろうなとは想像するのですが、もう少し説得力を高めてもらうために、今言ったように9年間を通じてこういうことをやることがどうして今までの6年、3年と分けてやることよりももっと踏み込んで成果を出す可能性があるかということについて、義務教育学校ではいろいろな取組があつて、俗に言う根拠みたいなものや先行事例があるのだと思いますけれども、そういったことを含めて分かりやすくされるといいなと思います。

それから、2つ目は児童・生徒側のほうのことは書いてありますけれども、9年一緒に関わることによって教員側のほうの質と言うのでしょうか、それが今までよりも、要するにもっと変わるものだということについても踏み込んだほうがいいように思います。それもすごく重要な気がします。

○松永教育長 齋藤課長、いかがでしょうか。

○齋藤指導課教育施策担当課長 貴重なご意見、ありがとうございます。

1点目の9年間の成果といったところでは、今現在は素案ですので、案の段階でそういった視点も加えられるようにバージョンアップしていきたいと思います。また、教員の質の向上といったところでも、いわゆる小学校、中学校といった校種での区別なく教員が一丸となってといったところでは、教員集団も、いわゆる小学校、中学校のちょうど小学6年生と中学1年生を連続して見ていくといったところなど、教員間での質の向上といったところも追加できるようにしていきたいと思います。

○野村委員 そうですね。特に後者は、社会一般の観点から教員側のほうがどうかということも非常に重要だし関心事ですから、そこに踏み込んでいただけるならばそのほうが望ましいと思っています。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○松永教育長 ありがとうございます。

今の話でいうと、現行の小・中一貫型の小・中学校でもこういう形の指導はできなくはないです。ただ、私も学校にいたことで考えてみると、連雀学園は小学校が3校あって、中学校は1校でやっている。学校によって、やはり温度差が多少は出てくる。その子たちが中学に入ってきたときに、同じスタートラインの中から、同じ深まりの中からスタートがなかなか難しいというのは正直あったのです。そういう意味では、1つの教員組織の中でできるというのは、やはり効果がすごく上がるだろうなと思うのですよね。

○野村委員 そういう実感があるでしょうね。そういう意味での説得力だと思いますね。できるだけ簡潔にまとめてもらったほうが私たちも分かりやすいなと思います。

○松永教育長 指導課長、何かありますか。

○福島指導課長 教員の質についてご質問をいただきましたが、教員も当然学び続ける必要があります。学び続ける環境という意味では、小学校の教員にとって中学校の3年間ももう目の前にある。中学校の教員にしてみると、その前の6年間も目の前にあって、お互いでお互いの子どもたちをそれぞれ見ながら学び続ける環境としては、とても恵まれた環境にあるように思います。ただし、そこに限られた時間の中で研修だけやっていれば

いいわけではないので、効率的に、効果的にどうやって研修を組み込んでいくかというところは、今後実際の現場の先生たちも入れながら考えていくことが必要かなと、今お話を聞いていて感じたところです。

○野村委員　　これは文章にまとめることで、内容については恐らく理解できると思います。言われるよう、教えることすなわちそれは学ぶことですから、教える気持ちを持たないで学ぶのは難しいし、また、学ぶ気持ちを持たないで教えるということも不可能ですけれども、それを実際にちゃんとみんなに説得するために文章にまとめるという作業の段階だと理解していますので、よろしくお願ひいたします。

○松永教育長　　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。三瓶委員、お願ひいたします。

○三瓶委員　　この素案については、全く反対するところはないです。

私は、子どもが公立学校に通っていましたが、中・高一貫の高校に進んだ経験もありまして、その中でやはり長い期間をかけて育て上げるという利点というのは、学習面とかそういうことに関してとても効果があると思ったので、今から想像して期待しているところです。今の時点で議論することではないかもしれませんけれども、今後ちょっとと考えておいていただきたいのは、公立学校であるからどうしてもやはり転校生がいますよね。あと、みんなでこうやって9年間一緒に学ぼうという方向性が強ければ強いほど、何となく今ちょっと触れられたくないというか、子どもの自分の判断で関わりを求めてたくないと思う子も、中には一時期出てくる子も多分いると思うのです。そういう子に関してのフォローみたいなものが、今の時点では素案なので、全然まだそこまでの議論になることはないかもしれませんけれども、今後、そういったことも併せて考えていかないといけないのかなとはちょっと予想しています。

○松永教育長　　何かありますか。福島指導課長。

○福島指導課長　　今のご質問は、いわゆる転校生の子が9年間という大きな流れの中に入りづらくなる可能性も十分あるだけに、フォローの体制が必要ではという質問でよろしいでしょうか。

○三瓶委員　　そうですね。

○福島指導課長　　実際に公立の、いわゆる三鷹の小学校でもそうですけれども、やはり転校生、学校が替わって来られるお子さんは不安になられる方も多いですし、すんなり入られる方もいます。そういう意味では今、校内別室という取組をしていまして、ちょっと不安が強くて教室に入れないなという雰囲気のお子さんは、当然そこで1回クッションを置きながら徐々に慣れていくて、結果的に軌道に乗ったなんていう、そういう事例が実際に複数ありますので、そういったノウハウも9年間の中にどうやって入れていって、ゆっくりと学びをスタートできる、落ち着いて安心してできること自体は、今の取組を十分に生かしてこの枠に入れられるかなと思います。

○三瓶委員　　ありがとうございます。

○松永教育長　　よろしいですか。

ほか、いかがですか。須藤委員、お願ひいたします。

○須藤委員 3ページの上の（2）の多様な他者との学びのところですが、この文章の「義務教育学校の子どもたちが、1学年1クラスといった限定的な人間関係にならないよう適切な学年規模を確保し」ということですけれども、この1学年1クラスといった限定的な人間関係にならないように適切な学年規模を確保するというところの表現について、現状では、恐らく1学年1クラスといったことには人数的にはならないと思うのですが、将来的に、例えば人口減少している社会の中でどうしても人数が減ってしまった場合に、この適切な学年規模というものは果たして持続可能な確保ができるのか、そういったこともどのように考えていらっしゃるのかと思って質問させていただきます。

○松永教育長 いかがですか。

斎藤課長、お願いいたします。

○斎藤指導課教育施策担当課長 現在の大沢台小学校、羽沢小学校の人口推移等といったところでは、それぞれの学校では長期的に見ると1学年1学級というところも見込まれるところではありますが、今回2つの学校が一緒になるといったところでは一定規模が保たれるのではないかというところです。これがさらに50年、60年と長いスパンでは、そこまで人口推計も出ていませんのでそこは何とも言い難いところはありますが、少なくとも1学年1学級といったクラス替えがないという環境ではなく適切な、また、義務教育学校としてあまり大き過ぎても、1学年から9学年までいますので、全校の児童・生徒数が大きくなってしまうというところでは、そういったところを適切に確保できればといったところではございます。

○松永教育長 よろしいですか。

○須藤委員 はい。

○松永教育長 人間関係の固定化みたいなところというのは、やはり小さ過ぎると逆に難しさが出てくる。そういうことを9年生までいるといった縦のつながりの中で緩和したり克服したりといったこと、1つは制度論的には目指していくべきかなと思っています。また、様々な形で、地域の方々がいろいろな関わり方をやはりしてくださっているというのは三鷹の強みだと思いますので、そういった部分でも子どもたちが多様な関係性の中で学べるようなことを目指していくらしいなとは思っているところです。

ほかにご質問、ご意見等がなければ確認いたします。

国立天文台周辺地域まちづくりにおける義務教育学校に関する基本方針（素案）をご協議いただきましたけれども、これが素案から案になってということで進んでいくわけですが、現時点でのこのような形でご了解をいただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○松永教育長 それでは、本件につきましては委員の皆様のご了解をいただいたものといたします。ありがとうございます。

日程第2 教育長報告

○松永教育長 それでは、日程第2 教育長報告を議題といたします。

寺田部長、お願いいたします。

○寺田教育部調整担当部長 それでは、定例会資料の4ページと5ページをごらんいただければと思います。

4ページ、実績等報告でございます。8月7日に市議会の文教委員会がありました。こちらでは、行政報告として中原小学校建替事業基本プラン（案）について、また、学校3部制推進プランの策定に向けた基本的な考え方についてを報告いたしました。

8月20日には、東京都市教育長会定例会をオンラインで開催いたしました。

9月1日から30日までの会期設定で、現在第3回の市議会定例会の会期中にあります。

それから、5ページの予定等報告です。2行目、市議会の文教委員会がございます。こちらでは、先月のこちらの定例会で確認させていただきました点検・評価の案件と、中原小学校の建替事業基本プランが確定したという報告、そして、ただいまの義務教育学校に関する基本方針について報告をする予定です。

9月16日から19日にかけては、市議会の決算審査特別委員会ということで、令和6年度の決算について審議されます。17日が教育費、そして学童保育所など民生費の関係は17日と18日に取り上げられる予定です。

9月21日には、「みたかの教育」が発行されます。今回の一面は、コミュニティ・スクールとスクール・コミュニティの取組についてということで、コラムにつきましては松原委員にお願いさせていただきましたが、そちらもコミュニティ・スクールとスクール・コミュニティのテーマで書いていただいたところです。

総務課からは、以上です。

○松永教育長 続いて、村部課長、お願ひいたします。

○村部総務課施設・教育センター担当課長 教育センター・施設関係についてご説明いたします。

6ページをお開きください。実績等報告です。中原小学校建替事業関連で、保護者、地域説明会を、8月22日金曜日の夜と8月24日日曜日の午前中に中原小学校の体育館で実施いたしました。6月に開催した基本プラン（素案）に関する説明会でのご意見を踏まえ、基本プラン（案）として取りまとめたものをご説明し、ご意見を頂戴いたしました。後ほど、基本プランとして取りまとめたものをご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次の設計工事につきまして、6ページの実績、7ページの予定とも同じ内容となります。が、夏休み期間中だったこともあり、各工事とも集中的に現場作業に取り組んだところでございます。2学期が始まりましたが、引き続き残っている工事につきまして、学校運営に支障を来さないよう取り組んでまいります。

最後に、教育センター事業といたしまして、科学発明教室について、6ページの実績報告として、8月6日水曜日、7日木曜日、31日日曜日の3日間に記載のとおり実施いたしました。また、7ページの予定等報告として、9月7日日曜日に記載のとおりの予定で実施いたします。会場は、いずれも教育センター2階の理科室となります。

行事報告については、以上になります。

続きまして、お手元に配付しております鷹南学園三鷹市立中原小学校建替えに向けた取

組についてご説明いたします。資料につきましては、A4縦1枚の資料で取組についての概要について、そして冊子になっているもので基本プランの内容についてご説明いたします。

では、まずはA4縦1枚の資料をごらんください。1 経過です。鷹南学園三鷹市立中原小学校について、老朽化等に伴い、令和12年度の新校舎使用開始に向けて、建替えに向けた取組を進めています。6月及び8月の保護者・地域説明会を踏まえ、このたび建替えの基本方針、施設配置の考え方等を定める基本プランを策定いたしました。今後、基本設計に向けて、公募型プロポーザル方式により設計業者選定を実施いたします。

2 基本プラン（案）に係る保護者・地域説明会についてです。（1）開催日時と参加者につきましては、令和7年8月22日金曜日の18時から開催し参加者は33名、8月24日日曜日の10時から開催し参加者は40名でした。会場は、いずれも中原小学校の体育館で開催しました。

（2）この説明会でいただきました主なご意見について、施設配置案としまして、市の基本方針とした校舎南側配置案に対する影響を懸念するご意見、主に、南側にお住まいの方から校舎や体育館の高さや敷地境界から建物までの離隔距離に関する事項、校舎南側配置案は今後変更の余地はあるのかといったご質問をいただきました。

プール整備のあり方といたしまして、そもそも今の時代学校にプールは必要なのか、屋内ではなく屋外のプール整備でよいのか、地域に開放する場合のセキュリティ対策などについてのご意見がございました。また、現在使用休止している新川中原コミュニティ・センターのプールの廃止、存続に関するご質問もございました。

続きまして、周辺の住環境への配慮といたしまして、校庭の反響、体育館から発せられる音などに関するご意見がございました。また、説明会前後に個別に頂戴したご意見の中では、空調の室外機の音、音楽室から聞こえてくる音、給食調理室から発せられるにおいなどを懸念されるご意見などがございました。

続きまして、工事中の一時避難場所、避難所といたしまして、一時避難場所や避難所となっている中原小学校が工事中はどのような運用となるのかといったご質問がございました。

最後に、新しい学校施設において検討している設備等といたしまして、校庭の全天候型舗装とはどのようなものか、ビオトープ、太陽光発電、自転車置場など、個別施設の整備検討についてのご質問がございました。

以上のご意見やこれまでにいただきましたご意見を反映し、基本プランとして取りまとめたものを冊子でご説明したいと思います。

それでは、続きまして、冊子をごらんください。案から成案までに変更があった箇所を主にご説明いたします。まず、9ページをごらんください。基本コンセプト実現のための3つの空間の1つである3. 地域交流の空間について、説明会のご意見を反映して記載を追加いたしました。追加箇所といたしましては、下から4行目です。追加内容は、「仕組みなど学校施設としての安全対策について検討します」という部分になります。

13ページにセキュリティ対策に関する記載がございますが、市の方針としての大枠を

示している当該項目にも記載することとしたものでございます。後ほど、13ページをごらんいただければと思います。

続きまして、14ページをお開きください。地域交流の空間の⑤プール（地域開放）につきまして、記載の一部を修正いたしました。校外のプール利用に関する児童の安全と移動距離の確保という課題を記載するとともに、新川中原住民協議会からの提案について注釈4で記載することとしたものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。3-6の工事中の配慮事項につきまして、説明会でのご質問を受け、記載を追加いたしました。追加箇所といたしましては、2か所ございまして、1か所目は②校庭（屋外運動場）及びプールの2段落目です。追加内容は、「なお、一時避難場所（校庭）としての機能については、工事中の代替地として近隣の一時避難場所について、地域等への周知を徹底いたします」という部分になります。2か所目は、③体育館（屋内運動場）の2行目です。追加内容は、「避難所としての機能も含め」という部分になります。いずれも、説明会で工事中の一時避難場所や避難所についてご質問があつたことを受けて、記載することとしたものでございます。

最後に、22ページをごらんください。今後の予定について、説明会でのご質問を受け、記載を追加いたしました。追加箇所といたしましては、枠囲みの中の配置案についての今後の予定の一番下です。追加内容は、「次回の『保護者・地域説明会』は、日程等が決まりしだい広報でお知らせします」という部分になります。説明会で、今後設計段階で説明会を開催するのかについてご質問があつたことを受けて、記載することとしたものでございます。

記載の変更については以上でございますが、その他、8月の保護者・地域説明会では、校舎南側配置案についてご意見やご懸念点を頂戴いたしました。中原小学校建替事業の近隣住民へのご説明につきましては、6月の説明会以降、南側配置案への反対意見をいただいた方をはじめ、中原小学校に近接してお住まいの方に個別にご訪問させていただきながら、ご意見やご懸念点を伺って丁寧に進めております。今後も引き続き丁寧に個別の話合い、対話を重ねていくとともに、学校とも連携しながら、中原小学校の保護者の皆様にも保護者会等の機会を捉えて直接ご説明する機会を設けたいと考えております。

また、基本プラン（案）の段階から22ページに記載しておりますが、基本設計事業者選定のプロポーザルにおいては、「近隣への配慮」を評価項目に入れることとしており、敷地境界から建物までの離隔、建物の日影など、事業者からの提案も踏まえながら、周辺の住環境に十分配慮した施設プランとなるよう検討を進めていくとともに、設計段階でも保護者・地域説明会を開催する予定でございます。

冊子の説明は以上でございます。

お手数ですが、先ほどのA4縦1枚の資料にお戻りください。3の基本設計業者選定プロポーザルについてです。11月の基本設計着手に向けて、事業者選定プロポーザルを実施いたします。スケジュールといたしまして、本日9月4日に市のホームページでプロポーザル実施の公表を開始いたします。10月下旬までに一次審査に当たる書類審査、10月30日には2次審査に当たるプレゼンテーション、ヒアリング審査を実施いたします。

11月下旬に事業候補者の決定及び契約を締結し、基本設計業務を開始していく予定のスケジュールとなっております。

私からは、以上でございます。

○松永教育長 ありがとうございます。

続きまして、学務課、久保田課長、お願ひいたします。

○久保田学務課長 資料の8ページ及び9ページをごらんください。

8ページ、行事実績等報告でございます。8月6日に学校・学童保育所の規模の適正化検討会議を開催いたしました。教育委員会をはじめ、企画部、市民部、子ども政策部、都市整備部が参加し、令和7年度時点での児童・生徒の将来推計数値を共有するとともに、学校・学童保育所の規模の適正化について意見交換を行いました。教室数の不足といたしましては、東台小学校と北野小学校の今後の推移に注意することとし、東台小学校につきましては引き続き通学距離等による指定校変更についての制限を実施することを確認したところでございます。

続きまして、8月21日に学校給食調理業務委託事業候補者現地説明会を開催いたしました。来年度、給食調理業務委託の更新を迎えるおおさわ学園において、現地を実際に事業者に見ていただくという形で開催をしたところでございます。当日は、2業者の参加があり、説明を行ったところでございます。

続きまして、9ページの予定報告等につきましては、記載のとおりとなります。

学務課からは、以上でございます。

○松永教育長 続きまして、総合教育相談室、星野課長、お願ひいたします。

○星野学務課教育支援担当課長 初めに、10ページの実績等報告です。8月7日に市のスクールカウンセラー連絡会を実施し、各学園、学校の1学期の相談状況を踏まえ、夏季休業明け、2学期に注意することなどの情報共有、協議を行いました。

8月19日、20日の就学支援委員会では、現在年長児のお子さんの小学校への就学に向けた行動観察や審議と、小学校通常の学級から教育支援学級への転学の審議、合計24件を実施いたしました。

続いて、11ページの行事予定です。初めに、9月19日に今年度第1回目の教育支援推進委員会を開催いたします。こちらの委員会では、教育支援プラン2027の重点施策の1つである三鷹市立小・中学校教員の教育支援に関する資質・能力の指標を作成するための協議を予定しています。

続いて、9月30日に長期欠席・不登校状況にある児童・生徒の保護者の集いを開催いたします。こちらは、長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方に関する研究会の研究のまとめからの提言を受けて、開催するものです。詳細については、別でお配りしていますカラー刷りの案内がありますけれども、詳細はこちらをごらんいただきまして、ご都合がつけば教育委員の皆様にも集いの様子を直接ごらんいただきたいと考えております。

相談室、以上でございます。

○松永教育長 ありがとうございます。

続きまして、指導課、福島課長、お願ひいたします。

○福島指導課長 12ページ、13ページをお開きください。

8月25日月曜日小・中学校の始業式を行い、第二学期が始まりました。夏季休業中に大きな、深刻な事故やトラブルの報告は受けておりません。各校に電話等で確認したところ、非常に暑い中だけれども、元気に子どもたちが登校しているというような情報も聞いております。新学期が始まつて熱中症も心配されていましたが、特にそういった報告も受けておりません。

予定でございます。9月5日金曜日、明日から第四中学校が修学旅行に行ってまいります。それを皮切りに、以下の予定で全7つの中学校が京都、奈良などを中心に修学旅行に行く予定となっております。

私からは、以上です。

○松永教育長 続きまして、地域学校協働課、越課長、お願ひいたします。

○越地域学校協働課長 14ページの実績等報告でございます。8月中、夏季休業を明けてからの部分も含めまして、コミュニティ・スクール委員会と主に教員の先生方等の熟議等が行われているところでございます。

15ページの予定等の報告でございますけれども、2学期も始まりというところで、各学園のコミュニティ・スクール委員会、そして各学校のPTAを中心に学校、教育委員会が共催する家庭教育学級も各学校で実施されていくというような予定となっております。なお、明日予定しておりました5日金曜日のスクール・コミュニティ推進員連絡会については、台風の接近が予報されておりますので、オンラインでの実施に変更とさせていただいております。

私からは、以上となります。

○松永教育長 図書館、立仙館長、お願ひいたします。

○立仙三鷹図書館長 16ページ、17ページをお開きください。

16ページです。夏休み期間中ということで、8月2日から24日までまなびの場事業（ティーンズ向け集会室開放）を行いました。14日間で延べ約100の方が利用をされています。

また、8月9日土曜日にはみたかとしょかん図書部！の定例会を行いました。

翌週の13日に、図書部！で老人保健施設はなかいどうで読み聞かせの体験をしてまいりました。

また、15日から31日は、中高生におススメ！POP大賞の投票期間でした。今回は、25作品の応募がありましたので、それに対して投票を行っていただきました。

17ページです。今後の予定でございますが、通常の予定に加えて9月16日から30日にかけて、5年に1度の図書館システムの更新に伴う全館休館になります。

また、10月からの本館の工事に向けて、9月22日に事務所機能移転の引っ越しを行う予定です。

また、9月24日から26日には、新しい図書館システムについての研修を全職員、会計年度任用職員も含めて行う予定です。

さらに、24日の午後には、リスクマネジメント研修を予定しているところです。

私からは、以上です。

○松永教育長　　スポーツと文化部、平山部長、お願いいいたします。

○平山教育部理事　　スポーツと文化部、芸術文化課及びスポーツ関連について私からご説明いたします。

18ページでございます。8月5日に子ども運動チャレンジ教室ということで、運動が苦手な小学3、4年生を対象に実施いたしました。定員70人のところ、60人弱の参加がありまして、大学生とマンツーマンで運動の楽しさを感じていただきました。

そして、中段の8月10日から24日には第五小学校プール開放ということで、夏季期間の日曜日の8月10日、17日、24日でございますが、10日が雨のため中止となりました。残りの17日、24日も開始前にWBGTが31以上になりまして、残念ながら地域開放が開催できなかったところでございます。

次に、20日水曜日です。兵庫県たつの市姉妹都市提携25周年記念事業ということで、バレー ボールを通じた交流を行いました。共に小学5、6年生を中心としたたつの市のスポーツ少年団のバレー ボールチームと三鷹市のスポーツ少年団であるみたかウェーブの交流ということで、バレー ボール教室とバレー ボールの交流試合を行ったところでございます。

続きまして、22日金曜日の市民スポーツ祭スポーツ大会開会式でございます。7月から開催をしておりますけれども、総勢約6,000人の参加を見込んでいるところでございます。

一番下、31日日曜日の星と森と絵本の家伝統的七夕まつりにつきましては、700人という多くのご来場をいただきました。

今後の予定でございます。19ページの中段になります。東京2020大会を契機に三鷹市はチリのホストタウンとなっておりますけれども、9月18日にチリのナショナルデーが開催されるに当たりまして、第二中学校の合唱部にご参加いただきまして、君が代とチリ国歌の齊唱をしていただきます。

そして、22日日曜日ですけれども、三鷹市スポーツ施設利用者懇談会を2年の任期で今回初めての委嘱ということで開催させていただきます。

私からは、以上です。

○松永教育長　　八木課長、お願いいいたします。

○八木教育部参事　　私からは、生涯学習課関連の報告と予定を説明させていただきます。

資料の18ページをごらんください。8月1日金曜日から29日金曜日までの期間ですが、本庁舎1階ホールにて考古学展示会「地中に埋もれていた戦争展」を開催したところでございます。戦後80年を語り継ぐ平和展として、戦争体験パネル展と同時開催したところでございます。

続きまして、考古学展示会「地中に埋もれていた戦争展」の開催中になりますが、8月11日月曜日に公会堂さんさん館にて考古学講演会「三鷹の戦争」を開催したところでございます。83の方に参加をいただいたところでございます。

続きまして、8月21日木曜日、そして22日の2日間ですが、教育センター2階の三鷹歴史文化財展示室のみたかえるにて、「縄文人になる！」を開催しました。2日間で57人の方に参加をいただいたところでございます。

続きまして、8月30日土曜日ですが、今年度からの新たな取組、中学校を活用した生涯学習講座の開催につきまして、第五中学校を活用した生涯学習講座の2回目としまして、「新川・中原の魅力を語り合うワークショップ」を開催したところでございます。29人の方に参加をいただいたところでございます。

続きまして、19ページをごらんください。今後の予定でございます。9月6日土曜日、13日土曜日、そして28日日曜日の3日間になりますが、大沢の里古民家体験学習「歌舞伎の『助六』を体験してみよう」を3回シリーズで開催する予定でございます。

続きまして、9月16日火曜日から22日月曜日までの期間ですが、本庁舎1階ホールにて、三鷹の地域史研究展を開催する予定でございます。

続きまして、三鷹の地域史研究展の開催中になりますが、9月21日日曜日に公会堂さんさん館において、三鷹の地域史研究発表会を開催する予定でございます。

続きまして、9月26日金曜日でございますが、生涯学習センターにおきまして、今年度1回目の三鷹市生涯学習センター利用者懇談会を開催する予定です。

そのほか、記載のとおりでございます。

続きまして、席上に配付させていただいております「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子（案）及びパブリックコメントの実施について、説明をさせていただきます。

「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」につきましては、本年12月に三鷹市議会に議案提出を予定しております。それに先立ちまして、「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子（案）につきまして、パブリックコメントを実施するものでございます。

それでは、資料の1ページをごらんください。1、「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子（案）になります。「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子（案）の1点目としまして、(1) 条例制定の背景になります。市は、令和6年度に策定しました第5次基本計画におきまして、「三鷹まるごと博物館に関する基本的な考え方」を策定することとしており、これに基づき検討を進める中で、「三鷹まるごと博物館」事業における目的や理念、運営方針等を明確にするため、条例の制定を目指すものでございます。

2点目としまして、(2) 条例制定の趣旨になります。市民との協働、観光振興、コミュニティ創生等のまちづくりの取組に寄与する、市全域に広がる多拠点型の活動であり、かつ、これらを支える組織及び機関としての三鷹まるごと博物館を設置するために、本条例を制定するものでございます。

3点目としまして、(3) 条例制定の効果になります。条例制定の効果の1点目としまして、ア、三鷹まるごと博物館を条例で規定することは、市民の学びの向上及び文化の発展、市民との協働、観光振興、コミュニティ創生等に大いに寄与することができるものでございます。

2点目としまして、イ、三鷹まるごと博物館の目的、理念、運営方針等を定めることにより、三鷹まるごと博物館の対象領域及び取組の方向性を明確にするとともに、計画的か

つ効果的な施策展開に繋げることができます。

3点目としまして、ウ、条例制定により博物館法に基づく登録博物館を目指すことで、より多くの市民に三鷹の文化遺産の魅力を伝えることができるものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子案の4点目としまして、（4）条例の骨子（案）になります。条例の骨子（案）の1点目としまして、ア、目的及び設置になります。市全域に広がる多拠点型の活動であり、かつ、これらを支える組織及び機関としての三鷹まるごと博物館を設置するために、この条例を制定するものでございます。

2点目としまして、イ、定義になります。①文化遺産、②三鷹まるごと博物館、③拠点施設、④行動する博物館活動の4点を定義しているところでございます。

3点目としまして、エ、設置及び管理になります。三鷹まるごと博物館は、市長が設置し、管理するものとしております。

4点目としまして、オ、三鷹まるごと博物館で行う事業になります。①文化遺産に関する資料の収集・保存を行うこと、②文化遺産に関する調査・研究を行うこと、③文化遺産に関する展示・情報発信・教育普及を行うことの3点につきましては、博物館に求められる機能を規定しており、その他、三鷹まるごと博物館で行う事業を規定しているところでございます。

続きまして、3ページをごらんください。2、パブリックコメントの実施になります。件名は「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子（案）になります。意見募集期間につきましては、令和7年9月22日月曜日から令和7年10月13日月曜日、祝日までの22日間になります。その他、骨子（案）の入手方法及び意見などの提出方法については、記載のとおりとなっております。

続きまして、3、条例制定に向けたスケジュール（予定）になります。令和7年9月に「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子（案）についてのパブリックコメントを実施します。そして、同年12月に三鷹市議会に議案を提出するものでございます。また、令和8年4月に条例施行する予定となっております。

続きまして、4の「文化財の保護に関する事務」及び「博物館に関する事務」についてになります。「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」の制定及び博物館法に基づく登録博物館を目指すに当たり、現在教育委員会の事務である「文化財の保護に関する事務」及び「博物館に関する事務」につきましては、総合的なまちづくり、文化行政全体として市長部局において一体的かつ効果的に取り組むため、令和8年4月1日付で教育委員会から市長部局へ移管することを予定しております。なお、「文化財の保護に関する事務」及び「博物館に関する事務」につきましては、平成29年4月にスポーツと文化部が新設された後に文化財保護法、博物館法等の関連法律の改正があり、教育委員会から市長部局への事務の職務権限の移管が可能となったことから、「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」の制定を機に市長部局の事務として位置づけることを予定しているものでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○松永教育長 以上で、よろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長報告が終わりましたので、委員の皆様のご質疑をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から、質問していいですか。先ほど「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関するご説明があったのですけれども、もともとまるごと博物館といったところから始まって、すごく面白い発想だなと思いながら見ていたのですが、これはいわゆる博物館としての登録博物館として、こういう形のものというは今までどんな形かで実際に行われてていることはあるのですか。

八木課長、お願ひいたします。

○八木教育部参事 こちらですが、登録博物館を目指しているところでございますけれども、少なくとも東京都内におきましては博物館という、いわゆるハードを持たない博物館活動といいますか、それにつきましては東京都でも前例がなく、初めての取組ということになっております。

○松永教育長 すごく面白い発想だなと思いながら、これは先ほども説明の中にありましたけれども、観光であるとか様々な形のことと結びつきながらいろいろなことができるようになっていったらもっともっと面白いなと思いながら聞かせてもらいました。ありがとうございます。

○野村委員 今のことに関連して、最初のところに「三鷹市は都内でも数少ない博物館を持たない自治体となっている」と書いてあって、これは整合させておいたほうがいいとは思います。

○松永教育長 館としての博物館は持っていないという、そういうことなんですね。

○野村委員 三鷹だけが持っていないから造らなければいけないという、そういうふうな文脈に読めてしまうので、書き方に注意が必要かなと思います。

○松永教育長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

三瓶委員、お願ひいたします。

○三瓶委員 全然大したことではないのですけれども、先ほどスポーツと文化部のところで報告のありました五小のプールの地域への開放が3日とも全部できなかつたという話について、最近は夏休み中はいつもすごく暑いのですが、去年とかも開放はできなかつたのですか。

○松永教育長 平山部長、お願ひいたします。

○平山教育部理事 昨年は一定程度開催することはできました。ただ、今年度については、特に基準を変えてはいないのですけれども、3日間ということで、昨年度は5日間候補の日があったというところもありまして、3日間と今年は日数がもともと少なくなったというところの影響もあってか、そこで1日雨が降ってしまったというところはあるのですけれども、天候の状況で開催ができなかつたというような結果になりました。

○三瓶委員 最近はすごく暑いから、小学校のプールの授業とかも結構前倒しになってきてますよね。五小は1学期でプールの授業とかは全部終わってしまったのですか。

○松永教育長 福島指導課長、お願ひいたします。

○福島指導課長 五小のプール学習は基本1学期のうちに終わりとなりまして、9月はやっていないと認識しております。

○三瓶委員 そうしたら、多分この3日のためにプールの水をきれいにしておかないといけなかったというのは、結構費用的にもかかってしまいますよね。何かいい方法を来年以降考えないと、もったいないかなと思ったりしています。

○松永教育長 多分関連することで、越課長、お願ひいたします。

○越地域学校協働課長 実は、今スポーツと文化部からご報告がありました五小のプール開放とは別に、夏休みの地域子どもクラブで五小はこれまで例年、体制を組んでプール開放を実施してきたということもございまして、実はここの間の期間は別の形でプール開放をさせていただいているというような状況がございます。

○三瓶委員 この3日のためだけだというわけではなかったのですね。

○越地域学校協働課長 はい。

○松永教育長 この3日間の部分というのは、いわゆる井の頭住民協議会の関係で前にやっていたものの延長線上でやられている形ですよね。コミュニティ・センターのプールの代わりに五小のプールを開放しながらやっていくという、そういう流れの部分なのかなと思います。プールのないコミュニティ・センターもございますので。

ほか、いかがでしょうか。

ちょっと確認というか、先ほど八木課長が説明してくれたことの中にすごく重大なことが入っていて、別添で説明いただいたものの3ページの一番下のところにあります「文化財の保護に関する事務」及び「博物館に関する事務」についてといったところに関して、現在これは教育委員会の権限に属する事務として行っているので、文化財等の指定なんかについてもこちらでいろいろな形でご審議等をいたしましたが、この「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」を制定するということを機に、教育委員会から市長部局に文化財の保護、それから博物館の2点についての事務が移管するという方向で市としては考えているということになります。なので、教育委員の皆様にご了承いただいた上で進めていきたいと思ってはいるところです。

○野村委員 そのところについて、今この骨子の中の条例制定の趣旨の中に、「市民が三鷹をふるさとと思う気持ちを深め」と記載があり、今全国でもやはり郷土と思う気持ちやこういうものが高まってきて、自分たちの町や自分たちの居場所に愛着を持つということが基本で、すごく重要なことだと思うのです。そういう意味において、いろいろな活動をほかにも並行してやっていますよね。例えば、18ページの下のところに「新川・中原の魅力を語り合うワークショップ」とありますが、恐らくこれは住民協議会と一緒にやっているのでしょうか。様々な活動がありますが、そういう全体の活動をしっかりと見て、関わっていくという意味において博物館部分のところだけを今度は持っていくというのは、ちょっと僕は、今はすぐにそうかなとはなかなか言いづらいなと思います。もう少しよくいろいろな活動をこの機会に整理していきながら、ある部分をしっかりと持つて分けていくことがほんとうに合理的ならばそのほうがいいと思いますが、検討が必要かなと思います。

○松永教育長 生涯学習課の持っているいろいろな事業とそこに関わる人たちといった

部分では、今教育部でやっているコミュニティ・スクールだとか地域学校協働活動だとか、そういった人たちというのは結構絡んでいるところが多いです。例えば、ここで先ほど出てきた五中で実施した「新川・中原の魅力を語り合うワークショップ」なんていうのは、もともとそこでやっていらっしゃる方々というのは鷹南俱楽部といって、割とC S委員会のO B、O Gの方々がいろいろやっていらっしゃって、要するにコミュニティ・スクールでいろいろな形で学校に寄与してくださっていた方が今度は地域づくりをやるぞということで、そういう鷹南のエリアをどうしていくのかというようなことで、すごいのは、あそこは大人の部活動みたいな形で組織をつくって、その中で1つの位置づけなのかなと思います。それを今回学校3部制の流れも含めて、生涯学習のいわゆる講座的な形で学校で開催するということで今こぎ着けてきたという。そういう意味では、当然連携をしっかりとやっていかないと、いろいろな担い手の方も含めて、逆に我々としては、教育の立場からするとまさにそれが生涯学習になっていく部分だということで、すごくありがたいなと感じていました。そういう意味での連携をこれからもっともっと深めながらやっていくことが、所管の部分が変わるということはあるけれども、これから先も生涯学習と学校教育の部分というのはうまくどうリンクさせていくのかという発想を持ちながらやっていくことが大事だと思っています。

○野村委員 そうですね。こういった活動を全部ここが自分たちで担ってやっていくということはもう時代的には難しいですから、いろいろな活動が発展するのをできるだけ支援する。でも、それはそれでまた独自の活動になってくると、今度は、教育委員会が全体の視点からコミットしなければいけない場面も出でますよね。そういう意味において、言われるように今すぐに市長部局へ移管するのはどうかなと私は思います。もう少し、1年、2年いろいろなことを整理して、それから進めてもいいのではないかというような印象を持ちました。

○松永教育長 ありがとうございます。

市長の権限の中でやっていくことについて、これは、法改正によって教育で今まで必ず持たなければならなかつたところが、いわゆる市長部局で持つということが可能になった。実際問題、我々のほうで今補助執行していただいているという状況であるといったことも含めて、今後どういうふうにしていくのかといったことを、今、野村委員がおっしゃっていたことというのをきちんと踏まえながら、ただ、どういう形でやっていくことが望ましいのかなと考えなければならない。これは、条例化するということでいうと、恐らく市長部局できちんと全体を押さえてやっていったほうがうまくいくのではないかという、そういうことの中のことなので、もちろん教育委員会としても生涯学習の分野というのはこれからも関与していきます。コミュニティ・スクールとかP T A自体もある意味生涯学習的なものがありますので、それはうちだけでできることではないといったことも含めて一緒にやっていくのかなと思ってはいるところです。

○野村委員 教育長にお任せしますけれども、委員から意見があったということを話していただければと思います。

○松永教育長 分かりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

星野課長に質問ですけれども、この長期欠席・不登校状況にある保護者の集いは今回教育委員会主催では初めてだと思うのですが、どんな形の部分を狙いとして教育委員会としては考えてやっているのかなというところを教えてください。

○星野学務課教育支援担当課長 研究会の中でもご指摘があったのですけれども、長期欠席・不登校状況、行き渋りを含みますが、そういう状況になつてしまふと保護者が孤立してしまつて、なかなか相談もしづらい状況になつているということが指摘され、同じ状況の保護者が相談できる会を開設することが提言されています。この会の趣旨としては、ピア・サポートの環境をつくり、参加した保護者が今後の支援策をしっかりと考へるというような機会にしたいと考えています。

○松永教育長 やはり、ピア・サポートという観点はすごく大事だと思うので、参加者同士がどうつながつていけるのかなみたいなところも含めて、会の運営に結構工夫がすごく必要なのだろうなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、日程第2 教育長報告を終わります。

この際、議事の都合によりしばらく休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時13分 再開

○松永教育長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

委員の皆様にお諮りいたします。本日の追加議案として、日程第3に議案第25号 職員の懲戒処分についてを追加し、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永教育長 ご異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

委員の皆様にお諮りいたします。日程第3 議案第25号については、人事案件のため、秘密会で審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永教育長 ご異議なしと認めます。よって秘密会を開くことに決定いたしました。

午後 3時14分 秘密会開会

午後 3時23分 秘密会終了

○松永教育長 以上をもちまして、令和7年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時23分 閉会